



特殊車両取締を行いました

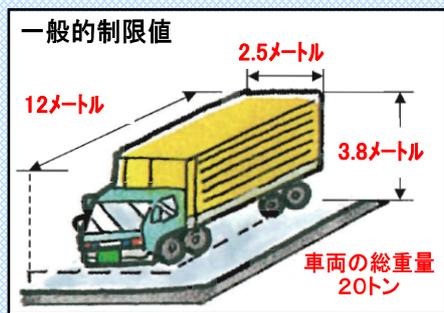
道路管理者が許可していない特殊車両は、道路構造の保全と交通の危険防止のため道路法で原則として通行を禁止しています！

米沢国道維持出張所では、9月13日(火)小国町沼沢駐車帯にて長井、小国警察署のご協力のもと取締を実施しました。

どうして通行できないの？

それは、重量が重かったり幅・長さ・高さが制限値を超えていると通行により道路を損傷したり重大事故を引き起こす恐れがあるためです。

そのため取締を行い、決まった制限値を超えていないかを調査します。



許可をとれば通行できるの？

道路を通行するには特殊車両通行許可が必要になります。道路管理者がやむを得ないと認めたときにかぎり、通行を許可しています。取締では許可書を携帯して通行しているかの確認も行います。

許可書は2つ必要？

トラクタ

トレーラ



トレーラーは、前部のトラクタと後部のトレーラに分かれていて車両ナンバーが違います。よって、車検証、許可書は、トラクタとトレーラそれぞれ必要です。

また、特殊車両は重量の重さなどにより道路を損傷する恐れがあるため申請時に手数料が発生します。

詳しくは、山形河川国道事務所 特殊車両窓口 まで 023-689-0531



取締結果

調査台数 5台

内、違反台数1台…無許可(経路違反)

※違反車両には、指導警告書が発行されました。

許可をとっていなかったり違反して通行した場合、6ヶ月以下の懲役や100万円以下の罰金を科せられることがあります。この罰則は運転手だけでなく、事業主も科せられます。

自分自身、まわりの人、そして国道の維持のためにも、決まりを守って安全な通行にご協力をお願いします。



ご意見・お問い合わせ先

国土交通省 山形河川国道事務所

米沢国道維持出張所

〒992-0011 米沢市中田町260-2

TEL 0238-37-5300

FAX 0238-37-5303

お気軽にお電話ください！



